

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター第4期中期計画

【目次】

前 文

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 地域完結型医療の推進
- 2 提供する医療サービスの充実
- 3 医療人育成体制の充実
- 4 医学研究の推進
- 5 医療の質の向上
- 6 情報提供の充実

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 法人管理運営体制の確立
- 2 経営管理人材の育成
- 3 DXの推進

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 経営基盤の確立
- 2 適正な収益と費用

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 地域医療構想の実現に向けた取組み
- 2 働き方改革の推進
- 3 新興・再興感染症への対策と対応

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画

第7 短期借入金の限度額

- 1 限度額
- 2 想定される短期借入金の発生理由

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第9 第8に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第10 剰余金の使途

第11 料金に関する事項

- 1 料金
- 2 料金の減免又は徴収の猶予

第12 その他佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める業務運営に関する事項

- 1 人事に関する計画
- 2 施設及び設備に関する計画
- 3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「当院」という。）は、佐世保県北地域の医療を支えていく病院としての認識を持ち、佐世保市長から指示された業務運営に関する中期目標を計画的に達成するため、地方独立行政法人の特徴である公共性、透明性及び自主性を最大限に発揮し、佐世保県北地域の住民へのより良い医療の提供と効果的・効率的な病院運営に努める。

なお、本計画は総務省が定める「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、作成が求められている「公立病院経営強化プラン」を兼ねるものとする。

第1 中期計画の期間

令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域完結型医療の推進

当院は、地域の基幹病院として、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関との連携を図り、各医療機関からの紹介による高度急性期、急性期医療の提供を必要とする患者の受入れや急性期を脱した患者の逆紹介を推進する。地域包括ケアシステムの中で地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、地域の安全・安心につながる医療提供体制を維持し、地域完結型医療の推進に努める。

さらに、あじさいネットなどのICTを活用し、医療連携の強化や地域の医療従事者へ研修等の機会を提供し、地域の医療の質の向上に努める。

紹介率等連携推進関係	R5年度 実績値	R9年度 目標値
紹介率（%） 【地域医療支援病院要件 65%以上】	93.2	90.0
逆紹介率（%） 【地域医療支援病院要件 40%以上】	112.8	100.0
あじさいネットカルテ登録患者数（人）	446	480

地域医療従事者対象の研修会	R5年度 実績値	R9年度 目標値
研修会総数（回数） 【地域医療支援病院要件 年12回以上の開催】	16	20

2 提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療

佐世保県北地域の三次救急医療機関としての役割を担うために、救命救急に携わる医師・看護師等の医療スタッフを確保する。また、初期・二次救急医療機関、救急隊及び行政等との連携強化及び役割分担の推進を図るとともに、人材不足により二次輪番当番体制が整わない状況となっている、佐世保市内のひっ迫した救急医療体制の再構築に尽力する。

医師、看護師をはじめとする医療スタッフへの臨床教育と同時に、佐世保県北地域の医療従事者への研修等の充実を図る。

救命救急患者搬送件数	R5年度 実績値	R9年度 目標値
救急車・ヘリ搬送【受入】件数（件） 【救命救急センター要件 救急搬送受入数年1000回以上】	3,300	3,400
救急車・ヘリ搬送【入院】件数（件）	2,279	2,200
救急車・ヘリ搬送以外の救急患者【受入】件数（件）	2,644	3,000
救急車・ヘリ搬送以外の救急患者【入院】件数（件）	859	950
救急車応需率（%）	96.2	95.0

(2) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、専門スタッフの配置、高度な医療機器の整備を行い、手術、放射線治療、薬物療法による集学的治療及びがんゲノム医療を効果的に組み合わせた最適な治療を提供する。

また、「がん相談支援センター」を中心として、がん医療に関する情報提供や相談にも積極的に取り組む。

がん関係件数	R5年度 実績値	R9年度 目標値
がん入院患者数（人）	3,767	3,700
悪性腫瘍手術件数（件）	1,490	1,600
放射線治療患者数（人）	636	600
外来化学療法件数（件）	1,200	1,200
がん相談件数（件）	1,184	1,000

(3) 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の産婦人科医と連携し、ハイリスク出産等に対する安全な分娩管理や母体・新生児の救急搬送に対応する。

小児医療については、地域の小児科医との連携を強化し、役割分担のもと救急医療や高度専門医療を必要とする疾患を中心に幅広く対応する。

NIPT（出生前診断）の認可施設として、妊産婦とその家族に対して地域の医療機関や行政等と連携し、妊娠中から出産・育児に関する支援を行う。

小児・周産期医療関係	R5年度 実績値	R9年度 目標値
ハイリスク分娩件数（件）	239	250
NICU 病床稼働率（%）	90.1	90.0
小児病棟入院患者延数（人）	7,692	7,400
小児救急【受入】患者数（人）	1,369	1,300

(4) 高度専門医療

高度専門医療を総合的に担うための人材を確保するとともに施設・設備の充実を図り、高度な診断・治療の提供を行う。

手術・検査・処置件数等	R5年度 実績値	R9年度 目標値
手術件数（件）	5,503	5,500
うち胸腔・腹腔鏡件数	1,260	1,300
うちロボット支援下手術件数	238	230
全身麻酔件数（件）	2,935	3,000
がん遺伝子パネル検査件数（件）	49	50
強度変調放射線治療（IMRT）件数（件）	121	120
膵胆道系関連検査（EUS、ERCP）件数（件）	852	850
気管支鏡検査・処置件数（件）	336	350
血管造影・血管内治療件数（件）	1,311	1,400
持続緩徐式血液濾過療法（CHDF）件数（件）	256	270

(5) 政策医療

地域に不可欠な医療である、三次救急医療、周産期医療のほか、離島医療、結核・感染症医療に対応するとともに、地域災害拠点病院として適切に備え、今後も市及び関係機関と協力しながら地域医療を担う基幹病院としての役割を担う。

離島・感染症患者数	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
宇久【入院】延患者数（人）	3,591	3,222
宇久【外来】延患者数（人）	14,352	13,820
黒島【外来】延患者数（人）	1,375	1,200
高島【外来】延患者数（人）	395	300
結核【入院】延患者数（人）	514	300

3 医療人育成体制の充実

(1) 医師の研修制度の充実

① 学生教育の充実

次世代を担う医師の育成のため大学医学部学生の実習受入を積極的に行う。

医 師	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
医学生実習受入数（人）	38	35

② 研修医育成

教育研修プログラム等の一層の充実及び指導体制の強化を図り、臨床研修指定病院として、研修医の技術・知識の向上に寄与する。

医 師	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
基幹型・協力型臨床研修受入数（人）	20	28

③ 専門医育成

学会又は日本専門医機構が認定する専門医の研修施設として、専門医の育成に努めるなど地域における医療の中核となる人材の育成に取り組む。

医 師	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
専門研修プログラム数（基幹施設）	4	3
専門研修プログラム数（連携施設）	15	14

④医師を対象とした研修会の開催

医療水準向上のため、院内及び地域の医師を対象とした研修会を開催する。

医 師		R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
各種研修会参加者 (人)	地 域	57	50
	院 内	43	100

(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実

①医療従事者の育成

医療の高度化・専門化に適切に対応できる医療従事者の育成のため、研修プログラムの充実を図るとともに資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を図る。また、地域の医療従事者等への教育研修を積極的に行い、地域の医療水準の向上に努める。看護師の育成においては、生涯教育をバックアップするために、長崎県看護キャリア支援センターと連携しながら教育研修を行う。

専門資格保有者	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
【看護師】 認定看護管理者 (人)	2	3
【看護師】 特定行為研修を修了した看護師 (人)	10	17
【看護師】 専門・認定看護師 (人)	19	23
【薬剤師】 専門・認定薬剤師 (人)	11	17
【その他の医療技術職】 専門・認定医療技術職 (人)	84	95

研修受入・派遣	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
長崎県看護キャリア支援センター講師派遣者 (人)	6	5

②学生実習の充実

次世代を担う医療従事者の育成のための実習病院として、看護部・薬剤部・医療技術部や事務部において実習生の受入れを図ると同時に、教育機関において行われる看護教育に対し、必要となる支援の実施を行う。

受入人数	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
看護学生 (人)	252	250
薬学生 (人)	2	6
医療技術系学生 (人)	10	10
医療事務系学生 (人)	2	2

市立看護専門学校等講師派遣人数	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
医師（人）	31	35
看護師（人）	16	15
その他の医療従事者（人）	3	3

③ 中学・高校生向けの体験・見学の充実

医療人・社会人育成に貢献するため、中学・高校生向けの病院体験学習等の受入れを行う。

受入人数	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
高校生（人）	26	30
中学生（人）	14	15

4 医学研究の推進

医学の進歩へ貢献するため、治験や臨床研究活動に取り組む。また、その研究結果をホームページ等で情報発信する。

医学研究関係	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
治験契約件数（件）	3	3
臨床研究審査件数（件）	43	45

5 医療の質の向上

(1) 施設・設備の充実

高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に柔軟に対応するため、施設の整備・維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行い、施設の老朽化に伴う維持管理を実施しながら長寿命化を図りつつ、将来の病院建替えも視野に建設計画等についても検討を進める。また、必要性や採算性、適正な規模等を十分に検討し、費用負担を軽減・平準化することによる収支の均衡を図る。

【施設整備計画】

施設維持改修事業

【設備整備計画】

<ul style="list-style-type: none"> ・ 高額医療機器 ・ その他の医療機器及びソフトウェア等

【新病院建設計画】

<p>地域医療構想や診療報酬改定等、国の動向を注視しつつ、地域のニーズや病院規模、病床機能等、当院のあるべき姿について院内の検討をはじめ、佐世保市との検討の場を設置するなど、研究・検討を進める。</p>

(2) 医療従事者の確保

地域医療構想に基づく佐世保県北医療圏の今後の病床機能分化等を念頭におきながら、院内医療従事者への負担が大きくなるよう、適正な人員確保を行う。人材確保に当たっては、医師については大半が長崎大学からの医師派遣を受けており、継続的な医師派遣や必要に応じた応援体制を確保するため、大学との連携を強化し医療体制の維持を図る。また、奨学金返還支援をはじめとする修学、育成支援制度について、さらに看護師や医療技術職に対しても導入の検討を進める。

人員数（常勤換算）	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
医師（人）	156	170
看護師（人）	601	635
薬剤師（人）	25	30
医療技術職（人）	136	148
事務職等（人）	267	267

※非常勤職員含む。

(3) 患者サービスの向上

①患者中心の医療の提供

地域の患者から信頼される病院運営に取り組み、患者とその家族の立場に立った医療を提供する。

②快適性の向上

第3期中期計画期間におけるアンケート調査の結果を踏まえ、よりきめ細やかなサービスの提供や院内環境の改善に取り組みつつ、引き続き患者満足度の向上を図る。

③患者からの相談に対する対応の充実

患者が安心して医療を受けることができるよう、疾病や治療に関する不安や医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など、患者やその家族が抱える様々な相談に積極的に対応する。

④職員の接遇改善

常に患者やその家族の立場を考え、誠意をもった対応ができるよう、全職員の接遇の一層の向上を図る。

⑤ボランティアとの連携

病院ボランティアとの連携を図り、患者視点からの要望に沿った患者が安心を得られる環境づくりに取り組む。

患者サービス関係		R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
患者 満足度	5段階評価（平均値）	4.2/5.0	4.2/5.0
	満足した人の割合（%）	88.3	90.0
	不満な人の割合（%）	2.0	2.0以下
患者相談件数（がん相談除く）（件）		6,995	6,000
職員接遇 研修	参加率（%）	92.0	90.0

(4) 安全性の高い信頼される医療

①医療安全対策の充実

住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全にかかる体制を強化し、医療事故及び医療事故につながる潜在的事故に関する情報の収集及び分析を行う。また、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知するための研修会等を行い、院内の医療安全対策を徹底する。

②院内感染対策の充実

院内感染に対しては、感染対策部門により、院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立に取り組み、感染源や感染経路等に応じた適切な院内感染予防対策を実施するなど患者、家族、職員の安全確保を図る。また、院内感染対策について、全職員に周知するための研修会等を行う。

医療安全・感染対策	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
医療安全研修会受講率 (%)	94.0	100
院内感染対策研修会受講率 (%)	94.0	100

③患者中心の医療の実践

病状と診療内容について十分な説明を行い患者の理解及び合意に基づく治療法を選択する等、患者中心の医療を実践する。

6 情報提供の充実

(1) 分かりやすい保健・医療の情報発信

住民に対して、病院の情報と病気に関する情報をホームページ、広報紙、市民向け講演会等を利用し「より正確に・より分かりやすく・より利用しやすく」提供していく。

市民向け講演会	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
市民向け講演会 (回数)	8	12

(2) 病院情報の公開

患者数、在院日数、疾病分類等に関する臨床指標を用い、提供した医療を評価・分析し医療の質の向上を図るとともに、住民の理解を深めるため、情報を分かりやすく提供し、地域の住民に選ばれる病院を目指す。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人管理運営体制の確立

(1) 適正な法人管理体制の構築

理事長を中心とした法人の管理運営体制を確立し、全職員が目標を共有し、達成に向けて取り組む。理事会、監事監査、内部監査などを通じて法人としてのコンプライアンスの徹底を図る。

(2) 効率的な病院運営

各部門の専門性を発揮し、医療環境の変化に的確にかつ迅速に対応できるよう人員の確保・配置を行い、適正な運営体制を構築する。

地方独立行政法人の特性である柔軟性のある予算執行や複数年契約などの効率的な病院運営を行う。

2 経営管理人材の育成

医療制度改革や診療報酬改定、医療需要の変化等、経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう経営管理機能を強化し、戦略的な病院運営を行うため、階層や職務に応じた効果的な院内研修の実施や外部の専門研修等への職員の積極的な参加を奨励するなど、教育・研修体制を充実する。

3 DXの推進

デジタル化への取組として、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認の利用や、電子処方箋の運用を促進する。また、AIを活用したシステムの導入検討や HL7 FHIR（医療情報交換のための新しい標準規格）を利用した医療情報の連携に関する対応を行う等、今後も病院経営の効率化を推進するため、医療DXに関する取り組みを行う。

また、マイナンバーを健康保険証として利用するマイナ保険証は、医療DXの基盤であり、オンライン資格確認システムを用いて、患者の特定健診・薬剤などの健康情報が紐づいており、より適切な医療を受けることが可能となる。しかしながら利用率についてはまだまだ低いため、デジタルサイネージ（電子的な表示機器を使って情報を発信するメディア）や病院ホームページ等でより一層、利用促進への周知に取り組む。

情報セキュリティへの対応として、診療情報データのバックアップや情報セキュリティ対策を徹底するとともに、有事の際には迅速な対応が求められることから、「佐世保市総合医療センター情報システム業務継続計画書(BCP)」に基づき、持続可能な地域医療提供体制が確保できるように取り組む。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立

当院は、平成28年4月に地方独立行政法人へと移行しており、地方独立行政法人の運営においては、設立団体である佐世保市が設置する評価委員会において適正な経営状況であると評価されており、現時点において、設立団体も含め経営形態の見直しは検討していない。今後も当院が果たすべき医療機能を継続して提供するためには、安定した経営基盤の確立が不可欠であるため、各部門において目標管理を徹底し、効率的・効果的な病院運営体制の構築に努める。中期計画、年度計画に掲げる組織目標の着実な達成のため経営分析による戦略的な病院運営を実施し、職員の病院運営に対する意識改革のため職員へ定期的に病院経営の情報を発信する。

収支比率	R5年度 実績値	R9年度 目標値
医業収支比率 (%)	104.4	103.3
修正医業収支比率 (%)	100.8	99.6
経常収支比率 (%)	99.5	98.3

2 適正な収益と費用

(1) 適正な収益

診療報酬改定や医療関連法令の改正、高度化、多様化する医療ニーズなど、医療環境の変化に迅速に対応して適切な施設基準の取得を行い、収益の適正管理（未収金含む。）を図る。

また、柔軟な病床運用や地域の医療機関等との役割分担により、病床利用率の向上など収益の向上を図る。

患者数等		R5年度 実績値	R9年度 目標値
入院	新規年間患者数 (人)	12,916	13,666
	年間延患者数 (人)	162,799	172,685
	一日平均患者数 (人)	445	473
	病床稼働率 (%)	72.8	77.2
	平均在院日数 (日) ※宇久診療所を除く	11.5	11.6
	診療単価 (円)	80,995	83,435
外来	年間延患者数 (人)	206,676	207,005
	一日平均患者数 (人)	851	852
	診療単価 (円)	29,256	30,250

(2) 適正な費用

①適正な人件費比率の確保

収益向上に繋がる人員配置など、運営上必要な人員の確保を行いつつ、人件費比率の適正化に取り組む。

人件費比率	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
人件費比率 (%)	47.5	46.3

②材料費及び経費の節減

後発医薬品の使用の拡大、診療材料等の経費の見直しなどを行い、継続して費用の節減に取り組む。

材料費比率	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
薬品費比率 (%)	21.9	21.6
診療材料費比率 (%)	13.1	13.0

後発医薬品使用率	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
後発医薬品使用率 (%)	88.9	90.0

③施設の計画的な維持管理

計画的な維持管理による施設の予防保全による投資の標準化、施設運営・保守管理の効率化などのアセットマネジメントを推進する。

施設整備事業執行率	R5 年度 実績値	R9 年度 目標値
施設整備事業執行率 (%)	133.3	100.0

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

令和5年に作成された、医療介護総合促進法に基づく長崎県計画においては、佐世保市中心部に立地する、高度急性期・急性期医療を担う医療機関は、それぞれの診療内容に一部重複が見られ、各病院の役割の整理が課題とされている。そのような中で、当院は佐世保県北医療圏において、医療需要に応じた病床の機能分化と地域完結型医療を実現するために、高度急性期及び急性期医療の充実に努め、必要な役割を果たしていく。また、病床稼働率等地域の実情について他の医療機関と共通認識を持ち、将来の医療需要予測を踏まえた上で、病床数の適正化に取り組む。

地域医療提供体制を将来にわたって持続可能なものとするに当たって、当院の経営を強化するために医療機能等の見直しが必要とされた場合は、地域医療構想調整会議において、医療圏内の医療機関、医師会等と協議し、見直しを行う。その際には、ホームページ等において公表し、地域住民に対する情報発信を行う。

2 働き方改革の推進

働きやすく、働きがいのある職場づくりのため、人員の確保、タスクシフトやタスクシェアをはじめとする業務体制の見直しなど、働き方改革の各種施策を総合的に推進する。

特に令和6年4月から、医師の働き方改革の一環として医師の時間外労働に上限規制が適用されたことを受け、医師の労働時間を短縮するための取り組みを進めるため、適正な労務管理や複数主治医制の導入など、診療科の実態に基づいた負担軽減策を実施し、看護師やコメディカルへのタスクシフト・シェアを推進し業務の効率化を図る。さらに診療だけでなく診療外においてもICTの活用による事務手続き等のデジタル化を図り、労働環境の整備に取り組む。

現在認可を受けている宿日直については、診療状況の変化に応じて適正な許可時間帯の検討を行っていくとともに、体制の維持を図る。

3 新興・再興感染症への対策と対応

第二種感染症指定医療機関並びに長崎県と医療措置協定を締結した協定指定医療機関として、新興・再興感染症発生時は、県・市をはじめとして、医師会や地域の医療機関と連携し、正確な情報を迅速に収集するとともに、中等症以上の患者に対応するべく必要に応じた対策、体制整備を図る。

院内感染に対する平時からの取り組みとして、感染対策部門により、院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立を図り、感染源や感染経路等に応じた適切な院内感染予防対策を実施するなど患者、家族、職員の安全確保を行う。また、全職種が共通認識を持って対応できる教育体制を維持するよう、全職員参加による研修会等を実施するなど、教育体制と医療人としての強い意識の維持に取り組む。

当院と連携している医療機関を直接訪問し、発熱患者の対応や施設内の感染対策等のアドバイスや、高齢者施設に赴き、感染対策の指導を行う等、地域の医療機関等と連携を図り、佐世保県北医療圏における感染対策のレベルアップを目指す。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和7年度（2025年度）～令和9年度（2027年度））

（税込 単位：百万円）

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	合計
収入				
営業収益	21,525	21,668	21,792	64,984
医業収益	20,627	20,770	20,895	62,293
運営費負担金等収益	773	773	773	2,318
補助金等収益	40	40	40	121
その他の収益	84	84	84	253
営業外収益	64	64	64	192
運営費負担金等収益	13	13	13	38
その他の収益	51	51	51	154
臨時利益	0	0	0	0
資本収入	662	630	1,022	2,314
長期借入金	662	630	1,022	2,314
補助金等収入	0	0	0	0
計	22,250	22,361	22,878	67,490
支出				
営業費用	20,840	20,813	20,822	62,476
医業費用	20,407	20,385	20,394	61,185
給与費	9,249	9,279	9,309	27,836
材料費	8,099	8,077	8,056	24,232
経 費	2,951	2,920	2,920	8,792
その他の費用	109	109	109	326
一般管理費	434	429	429	1,291
給与費	348	348	348	1,044
経 費	85	80	80	244
その他の費用	1	1	1	3
営業外費用	44	44	43	131
支払利息	42	42	41	125
その他の費用	2	2	2	7
臨時損失	0	0	0	0
資本支出	1,475	1,727	2,131	5,333
建設改良費	844	780	1,184	2,808
償還金	624	939	939	2,502
その他の支出	8	8	8	23
計	22,360	22,584	22,997	67,941

（注）百万円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

（注）期間中の物価の変動等は考慮していない。

【人件費の見積】

期間中総額 28,879 百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役員に係る報酬、職員の給料、諸手当、法定福利費、退職手当に相当するもの。

2 収支計画（令和7年度（2025年度）～令和9年度（2027年度））

（税抜 単位：百万円）

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	合計
収益の部				
営業収益	21,626	21,741	21,848	65,214
医業収益	20,607	20,750	20,874	62,231
運営費負担金等収益	773	773	773	2,318
補助金等収益	40	40	40	121
資産見返補助金等戻入	120	96	78	294
資産見返物品受贈額戻入	5	0	0	5
その他の収益	82	82	82	245
営業外収益	60	60	60	179
運営費負担金等収益	13	13	13	38
その他の収益	47	47	47	141
臨時利益	0	0	0	0
計	21,685	21,800	21,907	65,393
費用の部				
営業費用	21,191	21,142	21,153	63,485
医業費用	20,708	20,664	20,675	62,046
給与費	9,249	9,279	9,309	27,836
材料費	7,362	7,343	7,324	22,029
経 費	2,696	2,668	2,668	8,033
減価償却費	1,294	1,267	1,267	3,828
その他の費用	107	107	107	321
一般管理費	483	478	478	1,439
給与費	348	348	348	1,044
経 費	77	72	72	222
減価償却費	57	57	57	170
その他の費用	1	1	1	3
営業外費用	1,112	1,102	1,135	3,348
支払利息	42	42	41	125
その他の営業外費用	1,070	1,059	1,094	3,223
臨時損失	0	0	0	0
計	22,302	22,243	22,287	66,833
純利益	▲617	▲443	▲380	▲1,440

（注）百万円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

近年の人件費及び物価の高騰、令和6年度に実施した電子カルテシステムの更新の減価償却費等により、令和7～11年度は赤字を計上せざるを得ない状況である。以下の取り組みを行うことで、令和12年度には黒字化する計画としている。

- ・紹介患者の増加と後方連携推進のため、病病連携・病診連携の強化に注力する。
- ・診療報酬改定に合わせて対応することで、適切な施設基準の取得に取り組む。
- ・業務効率化を進めつつ、情勢の変化に対応できる適正な人員の確保と経費削減に努める。

一般会計負担の考え方（運営費負担金）

公営企業型地方独立行政法人については、常に企業の経済性を発揮するよう努力しなければならない、事業に係る経費は事業の経営に伴う収入をもって賄うこと、つまり、独立採算に基づく経営が求められている。設立団体が負担したものは運営費負担金として整理され、独立採算原則の例外として「その性質上地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」に対して設立団体が負担するものとされている。

当院が受ける運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により佐世保市へ要求し、佐世保市独自の基準により決定されている。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金としている。

項目		佐世保市基準
建設改良に要する経費	企業債元金補填（本院分）	H14 まで 支払額の 1/2 H15 から 支払額の 1/3 ※調整項目。予算額を超過する場合はすべてこの項目で調整する。
	企業債利息補填（本院分）	H14 まで 支払額の 1/2 H15 から 支払額の 1/3
結核医療に要する経費		収支不足額 特別交付税措置額上限
感染症医療に要する経費		収支不足額（給与費は 1/2） 特別交付税措置額上限
周産期医療に要する経費		収支不足額
小児医療に要する経費		収支不足額
救急医療の確保に要する経費	救命救急センター	収支不足額
	災害時備蓄	支払額 100%
高度医療に要する経費	企業債元金・利息補填	H14 まで 1 億以上の品で支払額の 1/2 H15 から 1 億以上の品で支払額の 1/3
公立病院附属診療所の運営に要する経費	黒島・高島診療所運営費補填	収支不足額
	宇久診療所運営費補填	収支不足額
	企業債元金・利息補填	収支不足額
院内保育所に要する経費		収支不足額

○普通交付税：措置される総額を基本として繰り出されるものの 10/10。

このうち元利償還金に対し措置される交付税（公債費）分については、1 億円を上限。

○特別地方交付税：交付総額の 5/10。

3 資金計画（令和7年度（2025年度）～令和9年度（2027年度））

（単位：百万円）

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	合計
資金収入	22,250	22,361	22,878	67,490
業務活動による収入	21,588	21,731	21,856	65,176
診療業務による収入	20,627	20,770	20,895	62,293
運営費負担金等による収入	785	785	785	2,356
補助金等による収入	40	40	40	121
その他の収入	136	136	136	407
投資活動による収入	0	0	0	0
補助金等による収入	0	0	0	0
財務活動による収入	662	630	1,022	2,314
長期借入金による収入	662	630	1,022	2,314
前期中期目標期間からの繰越金	8,262	8,110	7,846	8,262
資金支出	22,402	22,626	23,038	68,066
業務活動による支出	20,934	20,907	20,914	62,756
給与費支出	9,596	9,626	9,656	28,879
材料費支出	8,099	8,077	8,056	24,232
その他の支出	3,239	3,204	3,202	9,645
投資活動による支出	844	780	1,184	2,808
固定資産取得による支出	844	780	1,184	2,808
財務活動による支出	624	939	939	2,502
長期借入金の償還による支出	497	812	813	2,122
移行前地方債償還債務の償還による支出	126	126	126	379
その他の支出	0	0	0	0
次期中期目標期間への繰越金	8,110	7,846	7,686	7,686

（注）百万円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない場合がある。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 20億円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応
- (2) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 施設・設備の整備費用や医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (4) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応
- (5) 災害・感染症等による施設経営ができないときの一時的な資金不足への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

地方独立行政法人化した際に出資を受けた不要財産である佐世保市春日町（30番5、30番6、30番7）の土地を、佐世保市へ返還する。

第9 第8に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特に費用を要するものは、実費相当額若しくは理事長が別に定める額又はその契約に定めるところによる。この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して定めるものとする。

2 料金の減免又は徴収の猶予

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより診療料等の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第12 その他佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

医療需要の動向や経営状況の変化に対応するため、必要に応じて組織及び職員配置の弾力的な見直しを行うなど効果的かつ効率的な組織運営体制を維持する。

2 施設及び設備に関する計画

（単位：億円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
医療機器等整備事業	22.3	佐世保市長期借入金、自己資金
施設維持改修事業	5.8	佐世保市長期借入金、自己資金

※1 金額については見込みである。

※2 各事業年度の佐世保市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

非常に厳しい経営状況が当面続くと見込まれるため、前中期目標期間繰越積立金については地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第40条第2項に規定される損失の補填や、病院建替えを視野に入れた病院施設の整備・改修、医療圏における基幹的役割を果たすための医療機器等の購入等の財源に充てる。